

令和2年4月9日

関係者各位

学校法人 橘 学 苑

令和2年3月13日付け私学教員ユニオン投稿の記事について

本年3月13日、私学教員ユニオン(代表者 佐藤学氏)のホームページ上に、「【橘学苑】非正規雇用教員の「使い捨て」問題について、卒業生・保護者と記者会見を行いました!」との表題で、当学苑についての記事(以下「本件記事」といいます。)がアップロードされました(<http://shigaku-u.jp/2020/03/tachibana-kaiken/>)。

当学苑は、上記ユニオンとの間で、教職員の雇用に関する事項について交渉を継続しておりますが、上記記事の一部について事実と異なるもの、及び評価として適切でないものがございましたので、当学苑代理人弁護士を通じ、上記ユニオンに対し、当該部分について記載した趣旨や事実確認の方法について質問状を送付しております。

当学苑において、事実に反し、または、評価として適切でないと考える部分及び当学苑の意見は以下のとおりです。

- (1) 「・現在、未成年である卒業生が学苑から民事裁判で訴えられている。」との部分について、当学苑が未成年である卒業生を被告として民事訴訟を提起したとの事実はありません。
- (2) 「①非正規雇用教員の「使い捨て」は私学全体に広がっているが、今回の橘学苑に至っては昨年4月の報道があったうえで今年も同様のことをしようとしているので、反省の色もなく、強く社会的に批判されるべきであろう。」との部分ですが、当学苑において、今年度非正規雇用教員で退職するのは、ご自身の都合で退職された者3名及び契約期間が終了することにより退職する者1名であり、当

学苑が、非正規雇用教員の「使い捨て」をするものではありません。

- (3) 「・派遣教員を含めると過去6年間で100人以上が退職している。」との部分について、派遣教員は、当学苑において教員が不足する場合等に、派遣会社へ依頼して一時的に教員を補充しているものであり、また、その雇用主は派遣会社となりますので、当学苑からの退職者に含めることはできないものと認識しております。
- (4) 「・ここ2年間で教職員3名から訴えられ民事裁判が起きている。そのうちの一人は退職に追い込まれ、さらには退職を既成事実化するかのように新しい教員を急いで採用しただけではなく離職票の発行は不要という判断を学苑が一方的にして(失業給付が出ない)自己都合退職という形で証明書を提出し本人が失業給付すらもらえないよう学苑は仕向けた。」との部分について、退職した教員から、退職に関連して民事訴訟を提起されたことは事実ですが、当該訴訟は和解により解決しておりますので、「退職に追い込まれ」たものと評価することはできません。また、離職証明書において「自己都合退職」と記載されたとしても、「失業給付がでない」ことにはなりません。
- (5) 「・ニュースにも取り上げられた4月20日の保護者説明会で、間違っているとの声を上げた教員に対して懲戒が出された。」との部分ですが、当学苑において、当学苑の方針、運営に反対することを理由として懲戒処分を行ったとの事実はありません。
- (6) 「・生徒たちの切実な訴えを聞こうともせずに警察に通報した。」との部分について、当日の状況についての学苑の認識は、午後10時頃まで多数の生徒が残っており、しかも、興奮した様子で理事長室を訪れたことから、当該生徒らが暴力行為等に出るおそれがあったため、これを抑制するために通報しましたが、警察が生徒に対応した事実はありません。これらをふまえ、当時の状況の対応として不相当であると認識するものではありません。

以上